

# 介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート



事業所・施設

メーカー

警察署

必要に応じ、報告

**【報告】**

- ① 電話・FAX
- ② 事故報告書

**【報告の範囲】**

- (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
  - ① 外部の医療機関で受診を要したケガ、死亡事故
  - ② 死因等に疑義が生じる可能性がある病気等による死亡
  - ③ 事業者側の過失の有無は問わない
- (2) 食中毒及び感染症等の発生

**【重大製品事故報告義務】**  
 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの  
 ① 死亡事故  
 ② 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）  
 ③ 後遺障害事故  
 ④ 一酸化炭素中毒事故  
 消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの  
 ① 火災（消防が確認したもの）

被保険者の属する保険者(市町)

事業所・施設が所在する保険者(市町)

- 1 状況把握
- 2 必要な対応

- ① 事業所の事故等に対する対応の確認等
- ② 県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
- ③ 事故等防止の観点から県においての対応が必要と判断された場合  
 → 事業所・施設から報告があった県指定業者による事故等のうち、以下のものについては、県民局に報告
  - ・ 事故等により利用者が死亡したもの
  - ・ 特異な事由が原因と思われるもの
  - ・ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
  - ・ 職員の不祥事や法令違反等が原因と思われるもの

県民局(健康福祉事務所)

県民局(健康福祉事務所)

- ① 事故等事例として事業所指導、注意喚起の通知へ活用
- ② 他市町へ情報提供（事業所・施設所在市町所管の県民局）

県高齢社会課 又は 福祉法人課

**【報告】**

- ① 事故等により利用者が死亡あるいは意識不明の状態に陥ったものなど重大事故
- ② 虐待事案として市町と県民局が共同して事実確認にあたったもの
- ③ ①以外の重大製品事故